

とうえい木の駅実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、とうえい木の駅実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、東栄町の森林資源及び町内外の人的資源を活用した山村再生を図るため、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 間伐の促進、林地に放置された木材の回収及び販売による山村の活性化に関すること。
- (2) 前号の販売金額及びその他の収入を原資とした地域通貨の流通による町内商店街の活性化に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会は、出荷登録者、商店登録者および委員長が任命した学識経験者等を委員として構成する。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 2人
- (3) 監事 2人

2 実行委員会の委員長は、委員の互選により定める。

3 実行委員会の副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

4 実行委員会の監事は、委員の互選により定める。

(役員の職務)

第6条 委員長は、実行委員会の会務を総理し、実行委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する順位により、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(任期)

第7条 役員の任期は、実行委員会の解散までとする。

2 役員は会計年度毎に改選する。ただし、改選までは前任者がその職務を行うこととし、再任を妨げない。

3 出荷登録者及び商店登録者は登録受付承認時点から実行委員となる。

(会議)

第8条 実行委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 実行委員会の会議は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業に関する実施計画
- (2) 事業に関する予算及び決算
- (3) 実行委員会規約の制定及び改正
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業に関する重要な事項

- 3 実行委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって可決し、可否同数の場合は委員長がこれを決する。
- 4 実行委員会の傍聴はこれを妨げない。

(幹事会)

第9条 実行委員会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の委員は、委員長が委嘱する。
- 3 幹事会は、プロジェクト実施に関する企画・立案・調整その他の実務的な事項を所掌する。

(事務局)

第10条 実行委員会の事務を処理するため、東栄町林業センター（東栄町奈根字加久保56-2）に事務局を置く。

(経費)

第11条 実行委員会の経費は、材の売上代金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日（この規約の施行の日の属する年度にあつては、当該施行の日）に始まり、翌年3月31日に終わる。

(文書、会計及びその他の処務)

第13条 文書、会計及びその他の処務に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第14条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産の処分については実行委員会の会議で協議し決定するものとする。

(雑則)

第15条 この規約に定めるもののほか、実行委員会に関し必要な事項は、委員長が実行委員会の会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成24年6月6日から施行する。

平成24年10月8日 一部改正（第10条）